

# (仮称) 小平市用水路管理方針 (素案)



令和5年10月

小平市

# 目 次

## 第1章 小平市用水路管理方針の概要

---

- 1 活用計画の見直しにあたって . . . . . 1
- 2 管理方針の枠組み . . . . . 2
- 3 用水路のもたらす効果 . . . . . 3

## 第2章 小平市の用水路

---

- 1 用水路の歴史 . . . . . 4
- 2 用水路の年表 . . . . . 5
- 3 用水路の概要 . . . . . 6

## 第3章 用水路に関する取組

---

- 1 整備・修繕工事 . . . . . 15
- 2 維持管理 . . . . . 18
- 3 土地の管理 . . . . . 19
- 4 市民との協働による取組 . . . . . 20
- 5 広報・その他に関する取組 . . . . . 21
- 6 用水路に関して活動している団体 . . . . . 22
- 7 小平市用水路活用計画の成果 . . . . . 23

## 第4章 小平市の用水路の現状と課題

---

- 1 用水路に関する市民意向の確認 . . . . . 25
- 2 用水路に関する支出 . . . . . 29
- 3 用水路に関する収入 . . . . . 30
- 4 用水路に関する課題 . . . . . 30

## 第5章 小平市の用水路の将来像

---

- 1 将来像 . . . . . 32
- 2 将来像を実現するための基本方針 . . . . . 33
- 3 方針1 用水路を活かしたまちづくりを展開し、用水路との関わりを豊かにする 34
- 4 方針2 質の高い、持続可能な公共財産として次の世代に引き継ぐ . . . . . 38
- 5 方針3 用水路を知る、用水路に関わるひとを増やす . . . . . 44

## 第6章 まとめ

---

- 1 活用計画から管理方針への移行 . . . . . 48

# 第1章 小平市用水路管理方針の概要

## 1 活用計画の見直しにあたって

### (1)背景

平成6年度に策定しました「小平市用水路活用計画」（以下、「活用計画」）は、市内全ての用水路について、その地域の特性等を考慮し、将来的な活用の指針を示したものであります。この活用計画において、用水路を保全、転用（親水、緑道、道路及び下水）、保留の6種類の活用区分に分類しており、まちの歴史を物語る用水路の大部分を「保全」として位置づけています。

市ではこれまで用水路の流水延長を延ばす取組と、整備を主体とした活用の取組を進めました。水が流れる区間を延ばす取組としては、武蔵野線地下水を市内用水路に活用したことに加え、護岸工事による機能確保の取組を同時に進めました。この結果、活用計画策定段階に比べ、流量が増え、水が流れている区間を延ばすことができました。

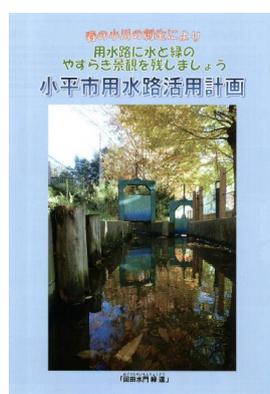
しかし、今後については新たな水源確保の見込みがないことから、流水事情は大きく変わらない状況となりました。整備による活用の取組については、活用計画で定める道路沿いなどの整備効果が高い箇所の子水緑道整備を実施し、概ね完了しました。

現在、活用計画は策定後、概ね30年が経過しました。この間に、用水路沿いの土地が開発事業等で宅地へと移り変わり、新たな市民が増えることなど、用水路周辺地域を取り巻く環境は大きく変わりました。そのため新たな課題も発生しており、それらに対応する方針を定める必要があります。具体的には、“地域毎の課題を踏まえた用水路のあり方を検討する”こと、財政状況を考慮した、“維持管理の方向性を示す”こと、“次世代に用水路を引き継ぐための取組を示す”ことが必要です。このことから、活用計画における活用の視点を重視したことから、用水路全般の方向性を示す方針に変更した「小平市用水路管理方針」（以下、「管理方針」）を策定します。

※ 活用区分については、平成19年度において、用水路を取り巻く地域環境や市の財政状況の変化から、将来に渡り流水の確保ができない箇所について一部変更をし、転用（売却）する箇所を取り入れました。



小平市用水路活用計画  
（平成7年3月）

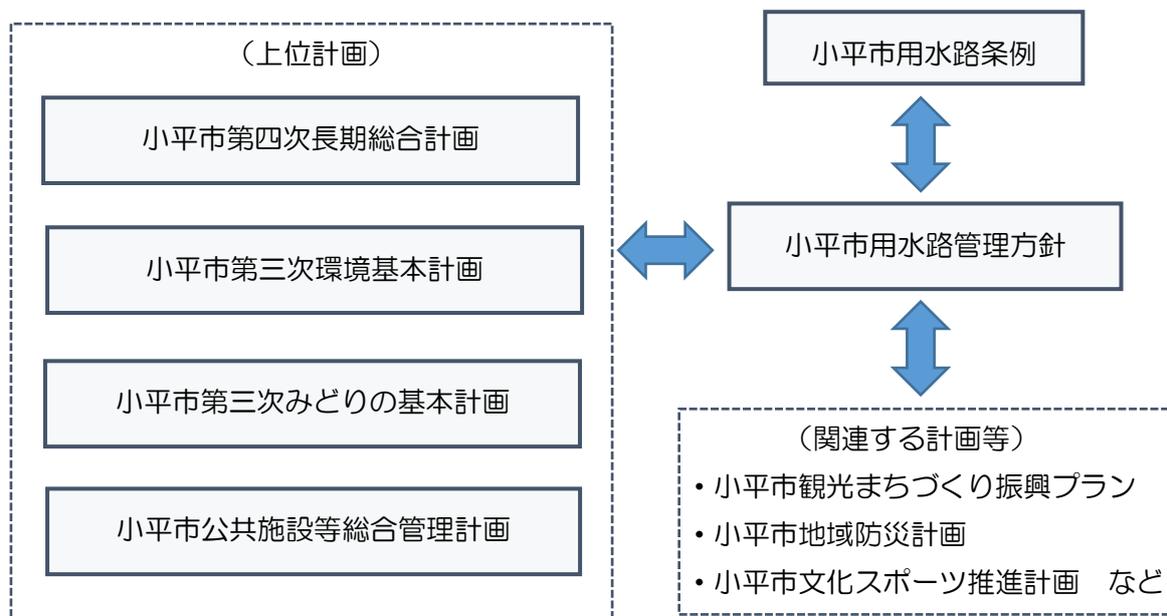


小平市用水路活用計画（一部改定）  
（平成20年3月）

## (2)管理方針の位置付け

管理方針は、上位計画である「小平市長期総合計画」、「小平市環境基本計画」、「小平市みどりの基本計画」や公共施設等の維持管理の方針を定めた「小平市公共施設等総合管理計画」及び関連する各種計画などと整合を図っていきます。

また、小平市水路条例に定められている、水路の活用に関する計画（水路活用区分）を含めたものとしてします。



## 2 管理方針の枠組み

### (1)管理方針の定める期間

管理方針は期間について定めていませんが、社会や地域の情勢の大きな変化により見直すほか、水路活用区分については、10年を目安に必要な応じて見直します。

### (2)管理方針の対象範囲

対象は市が管理する小川用水、新堀用水、鈴木用水、田無用水、大沼田用水、野中用水、砂川用水、関野用水及び野火止用水とします。なお、玉川上水については東京都の管理であるため、管理方針には含めていません。

### (3)管理方針の実施主体

実施主体は市民、事業者、市民団体及び市です。

管理方針に位置付けた取組については、市民・事業者・市民団体・市が一体となって協働しながら進めていきます。

### 3 用水路のもたらす効果

#### (1) 生物多様性のあるまちの形成

小平市のような比較的都市化の進んだ地域においては、大きな面積の自然環境は残りづらく、小さな緑地や水辺（用水路）が目立ちます。しかし、面積が小さくても、そこを往来して生き物の交流が生まれます。生き物はこの連続性を巧みに利用しながら暮らしています。このようなつながりを「エコロジカルネットワーク（水と緑の回廊）」と呼びます。

市では用水路を通じて、連続した緑地や水辺空間の創出に努めており、貴重な生物多様性のあるまちの形成に役立っています。



**アズマヒキガエル**  
普段は雑木林など陸にすみ、産卵の時に水辺に集まる。



**ハグロトンボ（ヤゴ）**  
水草の多い場所を好み、細長い体で沈んだ枝などに化ける。



**ドジョウ**  
流れの緩やかな用水路や水田を好む。泥の中によくもぐる。



**ハグロトンボ（成虫）**  
黒っぽい翅（はね）を持ち、雑木林などでチョウのようにひらひらと飛ぶ。

※小平市環境政策課作成「こだいらの生きものを探しにいこう！」より一部抜粋

#### (2) 都市環境の保全と都市景観の形成

水辺によりヒートアイランド現象の緩和が図られることや、地下水の涵養につながるなど用水路は都市環境の保全につながり、また、用水路は美しい風格のある都市景観の形成につながります。

#### (3) 都市防災機能の向上

流水のある用水路は延焼防止として機能することに加え、震災時に消防用水利として利用できるなど、都市防災機能の向上に役立ちます。

※消防水利指定用水路…小川用水等40箇所

#### (4) やすらぎ・憩いの場の提供

市は小川用水や野火止用水をはじめとする、市内を流れる用水路及び玉川上水によって、体や心を休め、ゆったりとくつろげる場を提供しています。

## 第2章 小平市の用水路

### 1 用水路の歴史

小平市の所在する武蔵野台地は極めて水の乏しい土地であったため、江戸時代まで開拓の手が入らず、無人の荒野のまま放置されていたものと考えられています。玉川上水は1653年に四ツ谷大木戸まで開通し、翌年に江戸市中への飲料水供給が始まりました。1655年には玉川上水から分水された野火止用水が完成して、武蔵野の新田開発が進められました。

小平の新田開発に係わる玉川上水からの分水は、1656年に小川用水が東小川橋付近から開削された後、1657年に砂川用水が、1696年に田無用水が、1729年に野中用水・大沼田用水が、1732年に関野用水が、1734年に鈴木用水が開削されました。こうして小平の用水路は約80年かけて現在の用水路の原型が形成されました。用水路はその目的が生活用水であったため、街道に沿った短冊状の農家の屋敷内を横切るように流れていました。

明治3（1870）年に、東京への水量を確保するため、分水口を1箇所にとめることとなり、現在の東京都水道局小平監視所がある場所に、新たな分水口が設けられました。そこから新堀用水が一部をトンネル状の胎内堀として玉川上水に沿って開削され、各用水を接続して現在の用水路網が形成されました。

これらの用水路は長い間、地域住民の生活に密接な係わりのある財産として守られてきましたが、小平の発展とともに変貌していくこととなります。昭和40（1965）年に淀橋浄水場（新宿区）が活動停止したことにより、小平監視所から下流の玉川上水は流水が止まり、続けて野火止用水も昭和48（1973）年に水の供給が停止しました。

その後、東京都の清流復活事業によって、野火止用水は昭和59（1984）年に、玉川上水は昭和61（1986）年に多摩川上流水再生センター（昭島市）からの処理水により流水が復活しました。

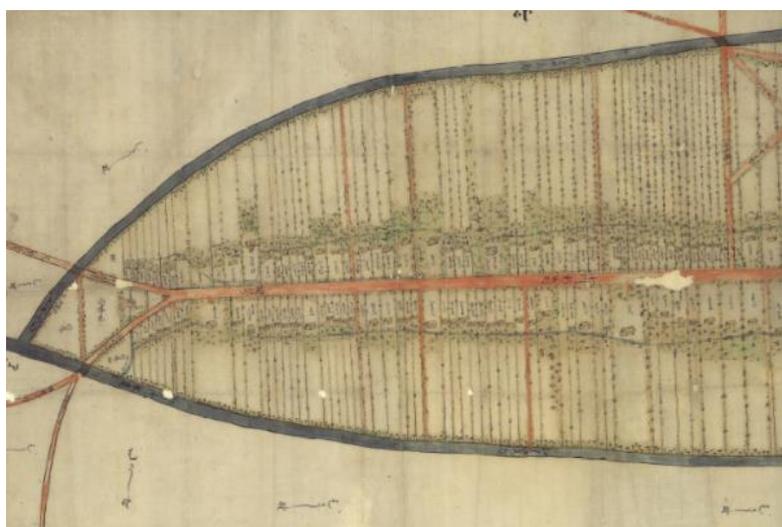
一方、市内の用水路は、玉川上水からの取水量に制限があるため、流水のない水路が増えはじめ、生活排水の流入による水質悪化も深刻となったことから、用水路としての機能が維持できていない箇所もある状況となりました。

このような状況から、市民から関心や愛着が薄くなっていた用水路の歴史的文化遺産としての価値を改めて確認し、親水化や緑道等の整備を行うことで、公共の財産として次の世代に継承していくため、「小平市用水路活用計画」を平成7（1995）年に策定しました。

平成13（2001）年には、用水路の管理や占用等について定めた「小平市用水路条例」を制定しました。その後、地方分権一括法により国有地であった用水路敷地が、平成13（2001）年から平成19（2007）年にかけて市に譲与され、用水路の財産管理や維持管理を市が行っています。

## 2 用水路の年表

1655年	・野火止用水を開削する。
1656年	・小川用水を開削する。
1657年	・砂川用水を開削する。
1696年	・田無用水を開削する。
1729年	・野中用水を開削する。
1729年	・大沼田用水を開削する。
1732年	・関野用水を開削する。
1734年	・鈴木用水を開削する。
1870年	・新堀用水を開削し、分水口を統合する。
1889年	・東京市の発展にともない、東京市内に人口が密集するにつれ、給水の問題が生じる。
昭和初期	・東京市民への水の供給が難しくなり、玉川上水から分水して田畑の灌漑に使用している水の使用が禁止される。
昭和30年代	・住宅都市化が進行し、生活排水の流入を招くようになり、近隣住民から暗渠化や護岸整備の要望が多くなる。
昭和40(1965)年	・淀橋浄水場の活動停止により、都民の飲料水確保のため、小平分水からの取水量が一定量に制限される。
昭和41(1966)年	・生産組合から用水路の管理が返上される。
平成7(1995)年	・小平市用水路活用計画を策定する。
平成13(2001)年	・小平市用水路条例を制定する。
平成13(2001)年 ～平成19(2007)年	・地方分権一括法による用水路の譲与を受ける。
平成20(2008)年	・小平市用水路活用計画の一部を改定する。(活用区分の変更)



「小川村地割図」(小川家文書)に見える短冊状の地割と用水路

### 3 用水路の概要

#### (1) 用水路の概要

市内には市が管理する9つの用水路があります。

No	名称	用水路延長 (Km)	境界確定延長 (Km)	用水路幅員 代表幅員 (m)	親水整備・ 緑道延長(m)
1	小川用水	17.0	15.5	3.6	2,103
2	新堀用水	6.1	2.6	1.8	284
3	鈴木用水	6.6	5.8	3.6	352
4	田無用水	3.5	2.8	3.6	310
5	大沼田用水	3.3	3.5	3.6	165
6	野中用水	3.1	3.6	3.6	56
7	砂川用水	3.5	3.5	1.8	667
8	関野用水	0.9	0.9	4.5	0
9	野火止用水	4.5	1.5	3.6	2,005
合計		(注)48.6	39.7		5,942

(注)各用水路延長を小数点第2位で四捨五入し集計しているため、端数に誤差あり。

用水路延長（令和5年（2023）3月現在）

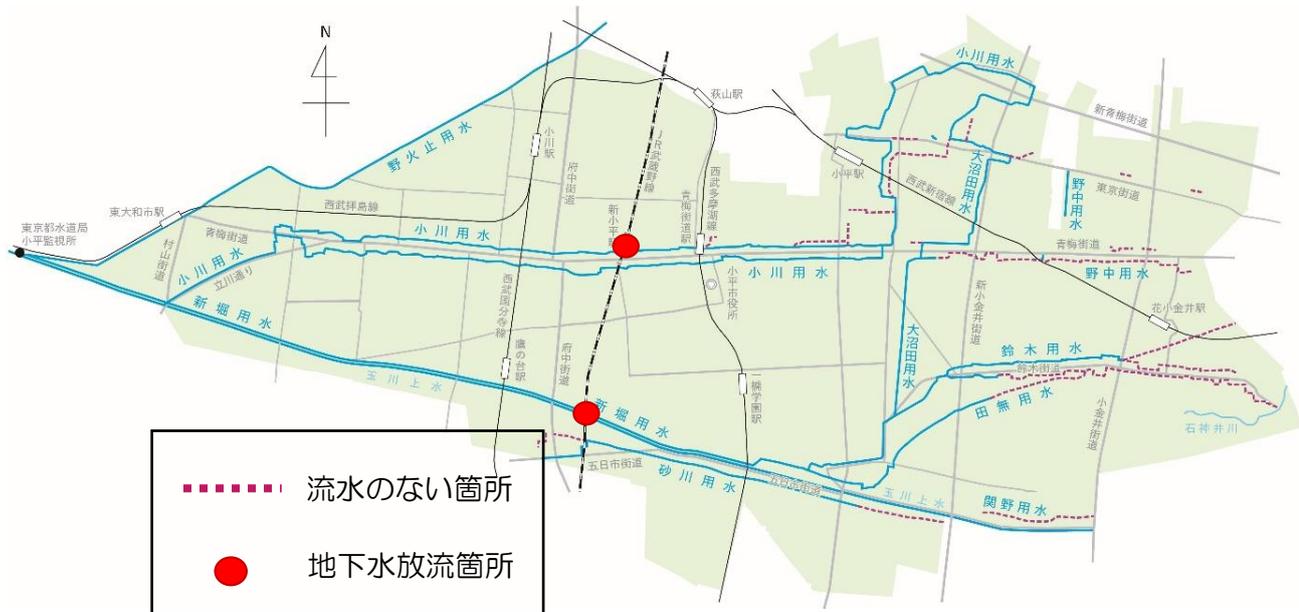


## (2)用水の流水について

玉川上水、野火止用水を除く市内の用水路は多摩川から取水した水が流れていますが、多摩川の水は都民の飲料水となっているため、その流水量は一定の制限があり、市内全域の用水路に水を流すことはできておりません。

このことから、市では流水の確保に努め、新小平駅付近と津田塾大学付近で、JR 武蔵野線トンネル湧水の一部を用水路に放流しています。

※小平監視所より下流の玉川上水、野火止用水は、昭島市にある多摩川上流水再生センターより高度処理水（再生水）を活用して放流されています。



(参考) 武蔵野線トンネル湧水とは

JR 武蔵野線の市内の区間は地下を通過しており、大雨の後にはトンネル内から湧水が生じています。市では湧水を市内用水路に放流することについて、東日本旅客鉄道株式会社と協定を結び、平成23年度に新小平駅付近の小川用水で、令和3年度に津田塾大学付近の新堀用水で活用をしています。



新小平駅付近の放流箇所



津田塾大学付近の放流箇所

※どちらも蓋がけされた箇所の内部で放流しています。

### (3)小平市の用水路の特徴

#### ①環境用水としての活用

水の乏しい小平では基本的には稲作が行われていなかったことから、用水路は生活用水として使われていました。水道や下水などの施設が整った現代では、用水路は「環境用水」としての役割で市内を潤しており、水辺環境の少ない小平市において重要な資源となっています。

※環境用水とは、水質、親水空間、生活環境又は自然環境の維持、改善等を図ることを目的とした用水です。

#### ②素掘りの用水路

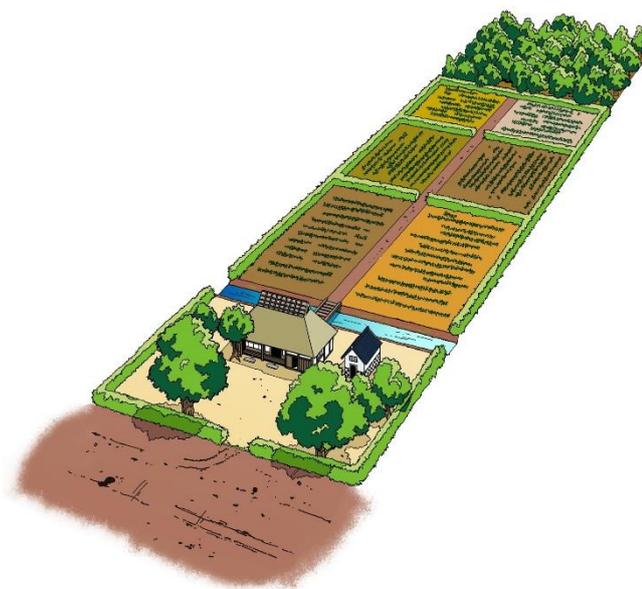
小平市の用水路は素掘りで掘削した用水が多く残っており、自然的な景観が形成されています。また、法面保護のため、簡易的な護岸をした箇所においても用水路底面はそのままの形を残しています。



#### ③母屋の裏手に用水が流れている

用水路の位置取りについても特徴的な利用が確認されます。

青梅街道に接した位置に母屋、土蔵があり、その裏手に用水路が流れ、畑へとつながる短冊状の土地利用が図られています。



イメージ図

## (4)用水路ごとの概要

### ① 小川用水

概要：小川用水は全長約17.0km、全域で流水があり、また、他の用水路と比較し分岐も少なく、概ね安定した流水が維持できています。小川用水は、小平の新田開発に寄与した最も古い用水路であり、農家の裏地を流れている箇所が多くあります。小川用水は、素掘りの形状もしくは鋼板による簡易的な護岸が多い状況です。

場所：立川通りの小川橋から青梅街道沿いに市内の中心部を流れ北東部へ流下しています。また、道路に沿って親水緑道整備を実施した箇所が多く、あじさい公園などでは用水路を活かした公園もあります。



小川用水位置図



小川用水の素掘りの水路



(参考) 伏せ越しによって造られた水路

あじさい公園東側、回田道に面した地点に、小川用水の水が地下から湧いている場所があります。この場所には、小川用水が天神町にある窪地を抜けるために考えられた知恵が詰まっています。

小川用水は、青梅街道の天神町交差点付近から北へ向かい、地下水路となってあじさい公園南東で湧き出しています。これは、「伏せ越し」という工法で土地の高低差による自然の水圧を利用した仕組みです。



回田道の歩道の地下を水路が通っている。歩道を歩いてもわずかな傾斜にしか感じないが、湧き出る水の勢いから地下から地上に上がってくる水の力を感じる。

市報 2019.4.20 号より抜粋

## ② 新堀用水

概要：新堀用水は全長約6.1km、全域で流水があり、概ね安定した流水が維持できています。新堀用水は、玉川上水に沿って流れていることから、人目に付きやすい用水路になります。用水路の上流部は貴重なトンネル状の胎内堀が多く残っています。新堀用水は、素掘りの形状が多く残り、一部区間では石積による護岸になっています。

場所：中島町西端の玉川上水から分水し、立川通りの小川橋を経由し、玉川上水の北側を平行して流下し、関東管区警察学校南側付近で田無用水と鈴木用水に分水しています。



新堀用水位置図



石積護岸で造られた部分



(参考) 胎内堀とは

明治3（1870）年に玉川上水から各用水路へ水を引き込むための8か所の分水口を新堀用水1箇所にする際、深く掘った用水路とすることが難しかったため、地上から複数の縦穴を掘り、その間を横に掘ったトンネルで結んだ地下を流れる用水路です。新堀用水の上流部に位置し、玉川上水の分水口から胎内堀の出口までの約900mあります。現在でも当時の作業用に掘った縦穴が残ります。



胎内堀施工時のイメージ（昔と今）



胎内堀縦穴

### ③ 鈴木用水

概要：鈴木用水は全長約6.6 km、新小金井街道付近まで流水があり、多摩川からの取水量や武蔵野線地下水の状況等により、鈴木中通り付近まで流れる場合があります。鈴木用水は、素掘りの形状もしくは鋼板による簡易的な護岸が多い状況です。

場所：喜平町の関東管区警察学校南側付近で新堀用水から分水され、新小金井街道付近で鈴木街道の南北に位置した2系統に分岐し、南側の用水路の末端は石神井川に接続されています。小金井街道から東側の部分には、整備された大門橋緑道もあります。



鈴木用水位置図



大門橋緑道

### ④ 田無用水

概要：田無用水は全長約3.5 km、流水は鈴木用水と同様に、新小金井街道付近まで確認でき、多摩川からの取水量や武蔵野線地下水の状況等により、鈴木中通り付近まで流れる場合があります。田無用水は、素掘りの形状もしくは鋼板による簡易的な護岸が多い状況です。

場所：喜平町の関東管区警察学校南側付近で新堀用水から分水され、鈴木小学校北付近を経由して花小金井駅東側方面へ向かっています。氷川通りには、歩道内に整備された用水路があります。



田無用水位置図



歩道内に用水がある氷川通り



## ⑦ 砂川用水

概要：砂川用水は立川市にある松中橋にて玉川上水から取水しており、立川市、国分寺市を経由して市内に流入しています。市内区間の用水路延長は3.5 kmであり、流水は安定しておらず途絶えることもあります。国分寺街道付近まで流れていることが多い状況です。用水路の幅員が1間（1.82 m）と狭く、十分な土上げ敷地が確保できない用水路です。

場所：五日市街道の上水本町交差点南西部付近から市内に流下しています。市内では、五日市街道に沿って西から東へと流れており、道路脇に用水路がある形態が多く、市民が用水路を身近に感じ取り易い用水路であります。上水本町2丁目には、用水路の水を活用したビオトープが整備されています。



砂川用水位置図



上水本町ビオトープ

## ⑧ 関野用水

概要：関野用水は全長0.9 km、現在水は流れておらず雨水排水のための在来管が埋設されており、通行者の便利道として使われています。関野用水付近の東西道路は五日市街道のみであり、歩道が設置されていないため、地域の中での関野用水の役割は大きく、一部緑道として利用されています。

場所：新小金井街道の茜屋橋付近から東に向かって五日市街道の北側に位置しています。



関野用水位置図



関野用水

## ⑨ 野火止用水

概要：野火止用水は江戸時代、松平伊豆守信綱の手によりつくられ300年以上もの間、生活用水・灌漑（かんがい）用水（注）として利用されてきました。昭和48年に玉川上水からの分水が停止された後、東京都は清流復活事業を計画し、昭和59年から下水高度処理水を放流しています。

野火止用水は立川市から埼玉県志木市に至る総延長約20kmの用水であり、沿線各市において日常管理がなされて、多くの関係自治体により保全がなされています。

また、歴史環境保全地域に指定されていることから“用水路を原型のまま保全すること”を基本とし、隣接樹林地は“明るい雑木林として保全する”方針としています。

市内部分は全長4.5km、玉川上水を含めグリーンロードを構成しており、多くの利用者の散策路となっています。

用水路の状態については、法面が崩落もしくは崩落する可能性が高い箇所が多く、全体的に法面の保護の検討をする必要があります。

（注）：水路を作って田畑に必要な水を引き、土地を潤すための用水

場所：小平市の西端から立川市、東大和市、東村山市の市境を流れています。



野火止用水位置図



野火止用水（ほのぼのの橋付近）



（参考）野火止用水保全対策協議会について

東京都内の小平市を含む野火止用水の流域6市（立川市、東大和市、東村山市、東久留米市、清瀬市及び小平市）は、野火止用水の歴史環境保全等の促進を図ることを目的に必要な協議、調整を行うため、野火止用水保全対策協議会を設置したのち、平成19（2007）年3月30日に国から野火止用水の譲与を受けました。

## 第3章 用水路に関する取組

### 1 整備・修繕工事

#### (1) 親水・緑道整備工事

道路沿いや公共施設に面した箇所において、用水路を身近に水辺を感じられる施設として親水・緑道整備工事を実施しています。この整備工事は、活用計画に基づき、順次実施してまいりました。現在、その箇所は19箇所となり市内全域で確認できるようになりました。

#### 親水整備箇所一覧

No	名称	用水路	場所
1	彫刻の谷緑道	小川用水	小川町1丁目371番地~422番地(立川通り沿い)
2	つたかべの径	小川用水	小川町2丁目1949番地(新小平駅東側)
3	百日紅の小径	小川用水	美園町3丁目18番~19番
4	やすらぎの小径	小川用水	仲町258番地~291番地付近
5	花の小径	小川用水	大沼町2丁目5番~10番付近
6	あじさいの小径	小川用水	美園町1丁目25番(あじさい公園)
7	大門橋緑道	鈴木用水	花小金井南町2丁目17番付近(せいぶ通りに接道)
8	清風親水エリア	小川用水	美園町2丁目17番(清風公園東側)
9	回田水門緑道	大沼田用水	回田町85番地
10	あかしあの水路	小川用水	仲町421番地~442番地(あかしあ通りに接道)
11	魁の流れ	小川用水	小川町1丁目308番地~310番地(青梅街道沿い)
12	テラスの小庭	小川用水	仲町145番地
13	ハッピーとんぼ池	小川用水	仲町521番地
14	八雲せせらぎ水辺	小川用水	小川町1丁目2571番地
15	木もれ日の径	新堀用水	津田町1丁目1番付近(中央公園南西)
16	中島町胎内堀	新堀用水	中島町31番地付近

#### 緑道整備箇所一覧

No	名称	用水路	場所
1	上鈴木緑道	砂川用水	上水本町1丁目28番付近
2	二ツ塚緑道	砂川用水	上水本町2丁目8番付近
3	鎌倉橋エリア	新堀用水	津田町2丁目1番付近(津田塾大学南側)



## (2)胎内堀保全工事、法面補強工事

### ① 胎内堀保全工事

胎内堀は、用水路開拓時の技術を物語る大変貴重な土木遺産ですが、現在各所で保全工事が必要になってきています。市では平成30年度から令和元年度に渡って、中島町31番先において、保全工事を行いました。また、この工事に併せて新堀用水法面を一部補強しました。



胎内堀補強工事



新堀用水の法面補強工事

### ② 法面補強工事

野火止用水は歴史環境保全地域に指定されており、用水路は“原型のまま保全すること”を基本として管理を行っています。新堀用水は史跡玉川上水に隣接しており、景観に配慮する必要があります。市では緊急度の高い箇所について、部分的に法面を修繕していますが、全体的な補強工事が必要になってきています。

## (3)修繕工事

小平市の用水路において、簡易的な鋼板で護岸保護がなされている箇所の多くで劣化による腐食が進行しています。また、木柵で親水整備を実施してきた箇所でも腐食が散見されるようになりました。また、土圧による護岸の倒れなどもあります。

市ではこれらの箇所の修繕を緊急性の高い箇所から随時実施しています。



親水整備した箇所の劣化状況（施工前）



親水整備した箇所の修繕状況（施工後）

## 2 維持管理

### (1) 植生管理

小平市の用水路敷には親水緑道整備によって、計画的に植えた多様な樹木があります。樹木は一定の剪定がなされることで、優れた景観を保ち、安全な状態を維持することができることから、市では毎年剪定作業を行っています。

また、鳥や風などが種を運んで自然に発芽して生育した木のことを、実生木（みしょうぼく）と言いますが、この木については景観の維持管理や安全のためにはそのまま残すことは難しいものもあります。隣接者と相談し、伐採作業も行っています。



実生木（シュロ）伐採前



実生木（シュロ）伐採後

### (2) 流水管理(スクリーン清掃、浚渫(しゅんせつ) 等)

流水の管理として、市内各所に設置しているスクリーンの清掃、堆積した土砂の浚渫、分岐箇所における水門調整などを実施しています。市内の用水路の暗渠となっている箇所は、小さな断面で造られた箇所も多いことから、詰まらないよう定期的なスクリーン清掃を行っているほか、開渠となっている部分、暗渠となっている部分共に土砂を浚渫しています。



スクリーン清掃状況



分岐箇所の水門

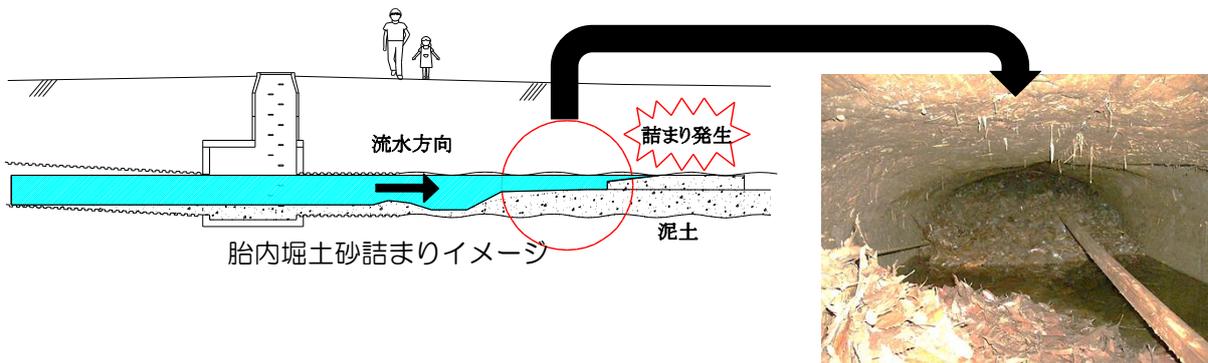


浚渫前



浚渫後

また、胎内堀は下図のように土砂が堆積し詰まりやすい構造であるため、定期的な土砂浚渫が必要になります。



### 3 土地の管理

#### (1) 用水路占用

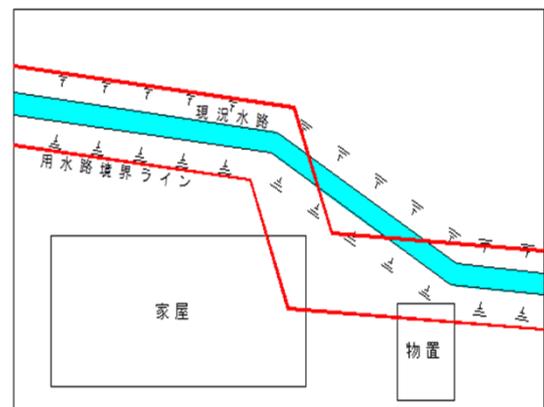
用水路占用とは、宅地への通行のために橋を設置することや、ライフライン（水道等）を引込む目的で水路敷地を横断して使用することです。

市では、流水を適正に流すことや、一定の景観が保たれるよう、「小平市用水路条例」に基づき基準を定めており、その基準に合致するものを許可し、一部で占用料を徴収しています。

#### (2) 土地の境界管理

用水路と用水路に接する土地の境界については、敷地を適正に利用するためにも境界確定が必要となります。市では、未確定の箇所については隣接土地所有者との協議のうえ、確定行為を進めています。

また右図のように、現況と公図が一致していない箇所や家屋等が用水路境界より越境している箇所については、土地の交換等、土地所有者と継続的に協議を行っています。



現況と公図のずれのイメージ図

#### (3) 廃滅水路敷地の売り払い

活用計画で「売払い」と定めた土地については、隣接土地所有者と交渉のうえ、順次売払い手続きを進めています。

## 4 市民との協働による取組

### (1) 沼さらい(清掃)

沼さらい(清掃)とは、用水路の水を止めて、溜まった泥(沼)やごみを取り除くことと用水路の雑草刈りをするのであり、毎年5月に自治会やJA東京むさし農業協同組合などの協力によって行われています。

伝統的に続いているこの沼さらいを行うことで安定した流水を確保することができるため、用水路維持に大切な行事となっています。



沼さらいの状況

### (2) 花いっぱい運動(花壇部分の花植え)

市では、緑化意識の向上及びまちの景観向上を推進するため、「花いっぱい運動」を実施しています。用水路では、魁の流れ、ハッピーとんぼ池において、毎年、ボランティアの方と一緒に花植えを行っています。

なお、令和2年度からは市民が主体的に活動していただき、大門橋緑道においても花植えをすることができました。



魁の流れでの花植え状況

### (3) 野火止用水の清掃活動

野火止用水隣接5市と連携し、美しい野火止用水を維持するため、毎年12月に野火止用水沿いの松の木通り周辺でゴミ拾いをしています。

その他、令和元年度においては、市民が中心となって用水路内のごみを拾うイベントを実施していただきました。市では今後もこのようなイベントが実施できるよう支援してまいります。



野火止用水クリーンデーの状況

## 5 広報・その他に関する取組

### (1) 用水路名称柱・案内看板の設置

小平市の用水路では、用水路の名称を伝える名称柱や案内看板を設置しています。

平成29年度には、用水路愛称のある箇所を中心に用水路名称柱を市内各所で設置しています。令和元年度には新堀用水胎内堀工事に併せて、胎内堀の歴史とその保全を伝える看板を設置しました。



用水路名称柱



胎内堀案内看板

### (2) なるほど出前講座 デリバリーこだいら

市の取組みや暮らしに役立つ情報などについて、職員が出向き、説明を行う、なるほど出前講座（デリバリーこだいら）を行っています。その講座メニューの“こだいらの用水路を知ろう”で用水路の歴史や現況などを説明しています。

### (3) 生き物調査・観察会

平成30年度、令和元年度に、用水路に生息する生き物を周知するため、上宿小学校を対象に観察会を実施しました。



生物調査に併せた生き物見学会



上宿小学校児童よりいただいたもの

## 6 用水路に関して活動している団体の取組

### (1)看板の寄付・設置

小平市の用水路では、市民の皆様からいただいたものがたくさんあります。

写真①の看板は、平成28年度に小川用水の魁の流れ、グリーンロード親水公園の2箇所に設置しており、用水路の名称を伝える重要な看板となっています。

写真②の看板は、令和2年度に小川用水の魁の流れ、新堀用水の木もれ日の径の2箇所に設置しており、用水路に生息する生物を伝える重要な看板となっています。

写真③の看板は、令和4年度から、こだいら観光まちづくり協会（以下「観光協会」という。）が各用水路の簡単な歴史を記載し、親しんでもらうため、市内各所に設置をしているものです。



用水路名称看板①



用水路に生息する生き物看板②



各用水路の概要看板③

### (2)講座の実施

学習支援地域組織の皆さんが用水路の歴史や生息している生き物についての講座を実施しています。

### (3)ウォーキングマップの作成、観光ガイドの実施

健康推進課においてみどころたくさんの「小平市ウォーキングマップ」を作成しています。観光協会では「小平まち巡りコースMAP」を発行しており、用水を満喫するコースを紹介しているほか、「まち巡りガイドツアー」の中で、用水について説明しています。



「小平市ウォーキングマップ」より抜粋  
※その他のルートにおいても、  
用水路の見どころが掲載されています。

## 7 小平市用水路活用計画の成果

活用計画では、以下4つの基本的考え方を設定していました。

- 1 地域住民と用水路の関わりを豊かにし、公共の財産として次の世代に継承する。
- 2 水と緑のネットワークを形成する。
- 3 用水路の本来の姿を保全・再生する。
- 4 地域の特性を生かす。

これらの考え方にに基づき、水辺空間の創出を図るため、流水確保の取組や親水整備を実施してきました。

### (1) 親水整備の実施

小平市の用水路では19箇所の整備を実施し、現在実現可能な整備できる箇所については概ね完了しました。

また、活用計画では「モデル整備計画」として、“先行して整備することが望ましい区間”を3箇所掲げていました。そのモデル区間に対する検討は以下のとおりです。

#### ① 田無用水（鈴木地域センター周辺）

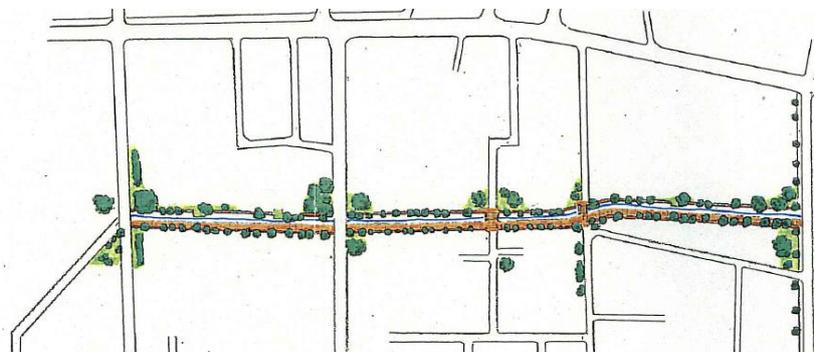
新小金井街道から8小通り付近までを緑道として整備する計画でありましたが、緑道整備には隣接住民の十分な理解が必要であり、実施は困難であると判断しました。

#### ② 砂川用水（10小周辺）

10小通りから市役所西通りまでを緑道として整備する計画でありましたが、砂川用水の幅員が1.82mであり、十分な幅員がとれないことから実施は困難であると判断しました。しかし、市立小平第10小学校に接した箇所であることから、一部の区間については今後も整備を検討していく必要があります。

#### ③ 小川用水（7小周辺）

回田道から7小通り付近までを緑道として整備する計画があり、緑道整備には雨水排水をするための公共雨水管の整備が必要でした。市では令和4年度から公共雨水管の整備を実施しており、併せて緑道整備についても整備を検討していく必要があります。



整備イメージ

## (2) 更なる水源の確保

活用計画において、“用水路の流水復活と再生”を掲げており、その方法として、東京都に対して更なる流水の確保を要望することに加え、地下水の活用などが掲げられています。

市ではこれまで、地下水活用の取組を進めてきた結果、平成23年度に小川用水に、令和3年度に新堀用水に放流することができました。

## (3) 適切な用水路敷地の保全と売払い

活用計画において、用水路は保全を基本とし、歩道の幅員を十分に確保できない場所などの理由がある箇所、道路や下水用地としての活用をしています。この活用に関する区分を定め、今まで適切に管理を行ってきたことにより、用水路の大部分は今でも開渠のまま残すことができました。

また、平成19年度には、物理的に連続しておらず、今後も水を流すことのできない区間を売却する区分に決めました。売却する用水路については、延長約2.7km、面積で約7,500㎡について売払いする箇所と定め、令和5(2023)年3月現在、約51.5%の売払いを行っています。



用水路活用区分